

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の
翌日)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
保険医療機関等の指定
保険医等の登録
結核予防法による医療機関の指定
森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
解除予定の保安林(二件)
解^{かい}除の指定の一部改正
- ◇ 公 告 クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和四十九年十二月二十日現在の地番による。)
大字岩戸 字田ノ尻	大字岩戸字田ノ尻の全域及び大字細川字湊七二七の二と一体をなす国有地の一部
大字細川 字湊	大字細川字湊のうち七二七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取紡績株式会社 診療所	鳥取市立川町五丁目一〇	昭和五十三年八月一日
社会福祉法人恩賜 財団済生会 米子診療所	米子市錦町一丁目八	"
鳥取大学医学部 附属病院	米子市西町三六の一	"
倉吉市国民健康保 険上北条診療所	倉吉市井手畑一三五の六	"
福 島 医 院	境港市中町九三	"
河 野 医 院	境港市栄町一三四	"

藤 田 医 院	岩美郡岩美町浦富竹下 一〇三―一二二	〃
関金町国民健康保 険診療所	東伯郡関金町大字堀 一七五七―四	〃
山 本 医 院	東伯郡赤碕町赤碕一四七八	昭和五十三年八月十三日
西伯町国民健康保 険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	昭和五十三年八月一日
名和町国民健康保 険診療所	西伯郡名和町大字加茂 四〇一	〃
大山町国民健康保 険大山診療所	西伯郡大山町今在家四七五	〃
日南町国民健康保 険矢戸診療所	日野郡日南町矢戸 一一〇―二一二	〃
日南町国民健康保 険茶屋診療所	日野郡日南町茶屋 二二九四―一	〃
日野郡厚生農業協 同組合連合会 日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	〃
石 井 歯 科 医 院	鳥取市吉岡温泉町六六三	〃
馬 淵 歯 科 医 院	鳥取市西町四丁目三一九	〃
加 藤 歯 科 医 院	鳥取市片原二丁目二二三	〃
秋 庭 歯 科 医 院	鳥取市今町一丁目三三六	〃
柏 原 歯 科 医 院	米子市皆生一九五八	〃
神 庭 歯 科 医 院	米子市角盤町四丁目二〇	〃
灘 尾 歯 科 医 院	米子市角盤町一丁目四二	〃
倉立齒科医院	米子市灘町一丁目四三一	〃
岡本齒科医院	米子市加茂町一丁目三六	〃
君野齒科医院	八頭郡若桜町大字若桜 一三二	〃
伊藤齒科医院	八頭郡智頭町大字智頭 一七〇八の三	〃
中尾齒科医院	八頭郡若桜町大字若桜 二七七	〃
田中齒科医院	氣高郡氣高町新泉通 六七三―四	〃
加藤齒科医院	氣高郡鹿野町大字鹿野 九六三	〃
吉田齒科医院	氣高郡青谷町大字青谷 三九三五	〃
中島齒科医院	東伯郡三朝町大字三朝 九二〇―四	〃
藤川齒科医院	東伯郡三朝町三朝 一〇〇二―八	〃
稲村齒科医院	西伯郡淀江町淀江 七四三の二	〃
船木齒科医院	西伯郡中山町下市三二―三	〃
矢田貝齒科医院	日野郡日野町黒坂一四五〇	〃
辻齒科医院	米子市車尾一二五六	〃
田本齒科医院	米子市方能町九	〃
高野齒科医院	米子市博勞町二丁目三一	〃

渡部 齒科医院	米子市四日市町九四	"
朝倉 齒科医院	米子市上福原一五八一	昭和五十三年八月十三日
堀江 齒科医院	米子市錦町一丁目一五	昭和五十三年八月四日
桑名 齒科医院	倉吉市宮川町一七七一八	昭和五十三年八月一日
今井 齒科医院	境港市佐斐神町二一〇八	"
浜田 齒科医院	境港市外江町二八六四	"
清水 齒科医院	岩美郡岩美町浦富 一〇三五一二	"
都橋 齒科医院	八頭郡智頭町智頭一六五六	"
君野齒科医院八東 診療出張所	八頭郡八東町大字才代 五四一	"
安藤 齒科医院	日野郡日野町黒坂一三九〇	"
枝原 齒科診療所	日野郡日野町根雨 六五六一二	"
増原 齒科医院	日野郡日野町根雨 三四三一二	"
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目 一一四一一	"
佐野 薬局	米子市道笑町四丁目一七	"

鳥取県告示第六百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加須屋 淳	鳥齒第三五八号	昭和五十三年七月二十四日
中 井 由紀子	鳥薬第三八二号	昭和五十三年七月二十五日

鳥取県告示第六百九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十三年七月二十六日	鳥取生活センター 本店薬局	鳥取市行徳は一〇三
"	吉成 薬局	鳥取市吉成七七九一四一

鳥取県告示第六百九十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町、郡家町、河原町、八束町、用瀬町、倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町、米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町

二 期間

昭和五十三年九月十一日から昭和五十四年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員

の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた者で損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字東浜七八四の八、七八四の一、七八四の一、七八四の一五、七八四の一七、七八四の一八、七八四の二一、七八四の二二、七八四の二五、七八四の七二、七八四の七七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒掛字貝津掛三九六の一、三九七の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(竊の指定(こいつ))の一部を次のように改正し、昭和五十三年八月二十一日から施行する。

昭和五十三年八月十八日

鳥取県知事 平 林 三

「鳥取県立積善学園 鳥取市立川五丁目一」を「鳥取県立積善学園 美郡国府町大字宮下」に改める。

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のように実施する。

昭和53年 8月18日

鳥取県知事 平 林 三

1 試験の日時

(1) 学科試験 昭和53年10月6日(金) 10時から12時まで

(2) 実地試験 昭和53年10月6日(金) 13時30分から

2 試験の場所

(1) 学科試験 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県庁第二庁舎第29会議室(5階)

(2) 実地試験 鳥取市行徳は416番地

中村クリーニング店

3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

4 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
 イ 鳥取県外に住所を有する者は、(〒680) 鳥取市東町一丁目220番
 地鳥取県衛生環境部衛生課
 (3) 受験願書の提出期間
 昭和53年9月1日から同月18日まで。ただし、郵送の場合は、同月
 18日までの消印があれば有効とする。

6 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙
 はり付け欄にはり付けること。
 この場合、消印をしないこと。

なお、鳥取県外に住所を有する者であつて鳥取県収入証紙を購入で
 きないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。

- (3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

- (2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ(綿の混入率が、35パー
 セント以上のもに限る。)

8 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は

鳥取県衛生環境部衛生課(電話0857-26-7187)に照会すること。
 (3) 文書によつて照会する場合は、50円切手をはつた返信用封筒を同封
 すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

収入証紙
 はり付け欄

昭和 年 月 日

鳥取県知事 平林鴻三殿

本 籍 所 (番地及び〇〇方まで記入すること。)
 住 所 □□□□—□□
 郵便番号 □□□□—□□
 氏 名 年 月 日生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したい
 ので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)]